

社会福祉法人三恵会

ひかわ短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条

この規定は、社会福祉法人三恵会が開設するひかわ短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という)に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う主たる事業所の名称、所在地、定員は、次のとおりとする。

1. 名称 ひかわ短期入所生活介護事業所
事業所番号 1176506333
2. 所在地 さいたま市西区高木892番地(特別養護老人ホームひかわ内)
3. 定員 1ユニット 10名

(主たる事業所の職員の種類、員数及び職務内容)

第4条

主たる事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1 名 (常勤職員 1 名、介護老人福祉施設ひかわ施設長兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 医師 1 名 (非常勤職員 1 名)
医師は、利用者の健康状態をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
3. 生活相談員 1 名 (常勤職員 1 名、兼務)
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
4. 看護職員 1 名 (常勤職員 1 名、兼務)
看護職員は、利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
5. 介護職員 (常勤看護・介護、人員配置基準による3:1 を下回らない員数)
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
6. 機能訓練指導員 1 名 (兼務)
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
7. 事務職員 3 名 (兼務)
事務職員は、必要な事務を行う。

(指定短期入所生活介護の内容)

第5条

指定短期入所介護の内容は、次のとおりとする。

1. 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障が有る者とする。
2. 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
3. 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第 1 項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
4. 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
5. 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

6. 指定短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(短期入所生活介護計画の作成)

第6条

1. 管理者は、概ね4日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。
2. 管理者は、上記の短期入所生活介護計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し、その内容等に付いて説明するものとする。
3. 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条

1. 指定短期入所生活介護の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
2. 食費及び居住費は、次の各号に掲げる費用とする。但し、負担限度額認定書を提示された方については、その記載された額とする。

介護保険自己負担分 (併設ユニット短期生活) 費用日額=(A)+(B)

	介護保険1割 負担点数	機能訓練 指導体制	夜勤職員 配置加算	自己負担額(A)
要支援 1(予防)	540	12		567円
要支援 2(予防)	671	12		702円
要介護 1	721	12	18	772円
要介護 2	792	12	18	845円
要介護 3	862	12	18	916円
要介護 4	933	12	18	989円
要介護 5	993	12	18	1,051円

食費及び住居費

対象者		区分	住居費	食費	小計 (B)
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	820	300	1,120円
世帯全員が市町村 民税非課税者	老齢福祉年金受給者	利用者負担 第2段階	820	390	1,210円
	課税年金収入額と合計所得金額合計が80万円以下の方	利用者負担 第3段階	1,640	650	2,290円
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円を超える方)	利用者負担 第4段階	1,970	1,380	3,350円
上記以外の方					

送迎代...片道184円 (送迎区域は、さいたま市西区、北区です。)

3. その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- 一. 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用実費
- 二. 理美容代実費
- 三. 外出時交通費実費
- 四. 特別な居室料 200円/日
(2、3、4階の303から311号室、402から405号室のみ)
- 五. その他日常生活上の便宜に係る費用

日額/円

日常生活品 Aセット	歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、 口腔洗浄剤、ティッシュペーパー	50円
日常生活品 Bセット	バスタオル、浴用タオル	50円
クラブ活動材料費	書道クラブ、お花クラブ	500円/1回

4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条

通常の送迎の実施地域は、さいたま市西区、北区の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条

利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

1. 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
2. 下記の取り扱いに注意すること。
3. けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
4. その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条

サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。また、重度化対応加算のもと、訪問看護ステーション、看護師、嘱託医、協力病院との24時間連絡可能な体制を確保し、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保する。

(非常災害対策)

第11条

事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第12条

提供した短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善の措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第13条

1. 管理者は、短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び身元引受人(家族等)に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
2. 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(身体拘束の制限)

第 14 条

従業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

1. 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一、採用時研修を、採用 6 ヶ月以内に行う。
 - 二、継続研修を、年 1 回以上実施する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、三恵会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行適用する。

この規程は、平成23年4月1日から一部改定する。